

出生・育児に関する主な手続等一覧表

手続事由	手続内容	提出書類名	提出先	添付書類	提出者	提出期限	備考
子の出生時	出生の届出	出生届	市区町村役場	出生証明書	本人	14日以内	***
	健康保険証作成	被扶養者異動届	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社	速やかに	***
出産	出産一時金の請求	出産育児一時金請求書(※)	協会けんぽ または 健康保険組合	***	会社 または 本人	2年以内	(※)直接支払制度、受 取代理制度あり
	産前産後休業期間中の保 険料免除	産前産後休業取得者申出書					***
産後56日以降	出産手当金の請求	出産手当金請求書	協会けんぽ または 健康保険組合	賃金台帳、出勤 簿のコピー	会社また は本人	2年以内	産前42日から産後56日 まで申請可能
育児休業 取得時	保険料免除の申請	育児休業取得者等申出書(新 規)	協会けんぽ または 健康保険組合	***	会社	速やかに	1歳の誕生日の前月分ま で免除
	休業の登録	休業開始時賃金月額証明書	ハローワーク	賃金台帳・出勤 簿のコピー、母 子手帳のコピー など	会社また は本人	10日以内 (支給申請と 同時に行う 場合には4カ 月以内)	初回の支給申請は、同 時申請可能
		育児休業給付受給資格確認票					
給付金の請求	育児休業基本給付金申請書	ハローワーク	賃金台帳、出勤 簿のコピー	会社また は本人	2か月ごとに 指定期日ま でに申請	1歳6か月(延長理由に該 当する場合)に達する日 の前日分まで、賃金月額 の50%支給	
職場復帰時	保険料免除の終了	育児休業等取得者終了届	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社	速やかに	復帰日の前月分まで免 除
子の1歳到達 後の保育園未 決定による育 児休業延長	保険料免除延長の申請	育児休業等取得者申出書(延 長)	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社	速やかに	1歳6か月に達する日の 翌日の前月分まで免除
職場復帰後、 3歳未満の子 を養育し収入 減のとき	養育期間中の厚生年金特 例扱い	養育期間標準報酬月額特例 申出書	年金事務所	戸籍抄本・住民 票	会社また は本人	速やかに	子が3歳に達するまでの 措置
職場復帰から 4か月後(勤務 時間短縮など の収入減)	報酬月額変更	育児休業等終了時報酬月額 変更届	年金事務所 または 健康保険組合	賃金台帳、出勤 簿のコピー	会社また は本人	復帰した月 から3か月経 過後	報酬月額1等級下落でも 変更可
1歳6か月超の 育児休業	保険料免除延長の申請	育児休業等取得者申出書(延 長)	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社	速やかに	子の3歳の誕生日の前 月分まで免除
子を養育しな くなったとき ／養育していた 子が死亡した とき	厚生年金特例の扱い終了	保険養育期間標準報酬月額 特例終了届	年金事務所 または 健康保険組合	***	会社また は本人	速やかに	子が3歳に達している場 合は不要
	厚生年金保険料・健康保 険料免除の終了	育児休業等取得者終了届					育児休業等 を早く終了し たとき